

DAP 会員規約

第 1 条(総則)

1. 「DAP会員」(以下「本会員」といいます)とは、一般社団法人 DAP 普及協会(以下「当法人」といいます)が主催するゴルフ競技イベント「DAP チャレンジ」(以下「DAP」といいます)に参加するために会員登録をした利用者をいいます。
2. DAP会員規約(以下「本会員規約」といいます)は、DAPに参加するために、本会員が遵守すべき事項を定めたものです。
3. 本会員は、当法人が提供するDAPに関する会員専用ページ、メールマガジンなどのサービス(以下総称して「DAP会員向けサービス」といいます)を利用することが出来ます。
4. 本会員がDAP会員向けサービスを利用する際は、本会員規約のほか、DAP開催に携わるゴルフ場、ゴルフ練習場等(以下「関連当事者」といいます)のルール、ガイドライン(総称して以下「その他の利用規約など」といいます)の定めに従うものとします。
5. 利用者が本会員への登録を申し込んだ時点で、本会員規約に同意したものとみなします。

第 2 条(会員登録)

1. 本会員への登録を希望する利用者(以下「登録希望者」といいます)は、当法人が定める手続きに従って、会員登録を申し込みます。
2. 会員登録手続きは、会員となるご本人が行ってください。ご本人が未成年者の場合は、保護者の方が代理として登録してください。
3. 登録希望者が、以下に定める事由の何れかに該当する場合、本会員登録のお申し込みはできません。また、会員登録手続きを完了した登録希望者が、以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合は、登録希望者の本会員登録を認めないことがあります。
 - (1) 登録希望者が実在しない場合
 - (2) 法人名・団体名など、個人以外での登録
 - (3) 登録希望者が後見開始または保佐開始の審判を受けており、登録申し込みの際に法定代理人、成年後見人、または保佐人の同意などを得ていない場合
 - (4) 登録希望者がすでに本会員に登録されている場合
 - (5) 登録希望者が過去に本会員規約、その他の利用規約などの違反により、DAP 会員向けサービスまたは当法人が提供するその他のサービスにおいて会員資格を停止、または抹消されている場合
 - (6) お申し込みの際に当法人に届け出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
 - (7) 「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき

- (8) 前項に類する方、また、前項に類する反社会的団体や組織に関与していると判断したとき
- (9) 刑事事犯の前科前歴があり、会員として相応しくないと認められたとき
- (10) 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれに類する行為のあるとき
- (11) その他、登録希望者を本会員とすることを不適切と当法人が独自の裁量にもとづき判断した場合

第3条(会員登録費)

1. 登録希望者は会員登録画面で必要事項を記入し、併せて、会員登録費をお支払い頂きます。会員登録費は、DAP 運営に必要な運営管理費を含む会員年会費 3,300 円(税込)となります。尚、入会金はかかりません。
2. 会員年会費はお支払い完了日から翌3月末日までを有効期間とし、毎年更新することが出来ます。更新手続きの案内は会員専用ページにて都度ご案内します。

第4条(会員資格)

1. 本会員規約に同意のうえ、会員登録費の決済を含む所定の会員登録手続きを完了した方は、本会員としての資格を有すると同時に DAP 会員サービスをご利用いただけます。
2. 本会員が退会や抹消などにより、会員資格を喪失した場合、同時に DAP 会員向けサービスの利用に関する一切の権利・特典を失うものとし、当法人に対して、何らの請求権を取得するものではありません。また、当法人は、すでに本会員から支払われた会員登録費などの払戻などについては、一切応じることはできません。
3. 当法人は、独自の裁量にもとづき、本会員として相応しくないと判断した会員に対し、DAP 会員向けサービスの全部または一部の利用制限、もしくは本会員規約第 11 条にもとづき会員資格の抹消をすることがあります。

第5条(ログイン ID およびパスワードの管理)

1. 本会員は、会員登録手続き時に登録するログイン ID およびパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 本会員は、当法人指定のホームページから、ログイン ID およびパスワードを用いることにより、DAP 会員向けサービスを利用することができます。
3. 当法人は、入力されたログイン ID およびパスワードをもって、本会員の本人確認を行います。ログイン ID およびパスワードが登録されたものと一致することを当法人が確認した場合、当該利用が会員本人による利用であるとみなします。
4. 本会員は、ログイン ID およびパスワードを第三者に開示、または、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入などいかなる処分もしてはならないものとします。

5. ログイン ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などにより本会員または第三者に損害が生じたとしても、その責任は本会員が負うものとし、当法人は一切責任を負いません。また、かかる事由により、当法人が損害を負った場合には、本会員はその一切の責任を負い、当法人が被った一切の損害および損失を賠償ないし補償するものとします。
6. 本会員は、ログイン ID およびパスワードの盗用、または第三者による使用を知った場合には、ただちに当法人にその旨を連絡するとともに、当法人からの指示がある場合には、これに従うものとします。当法人は、本会員のログイン ID およびパスワードの漏洩・盗用などに起因して発生した損害につき何らの責めを負わないものとします。

第 6 条(届出事項の変更など)

1. 本会員が会員登録申し込みの際に当法人に届け出た事項に変更のあった場合は、当法人所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。また、婚姻による姓の変更など、当法人が承認した場合を除き、登録されたお名前の変更を行うことはできません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合であっても、当法人は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、本会員は、当法人の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第 1 項の届け出がないために、当法人からの通知、送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、本会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 7 条(退会)

1. 本会員が退会を希望する場合には、当法人が定める手続きに従って届け出るものとし、当法人での退会手続き終了後、退会となります。
2. 本会員が死亡した場合、その時点で退会したものとみなします。

第 8 条(会員情報の取り扱い)

1. 当法人は、本会員が登録申し込みの際に当法人に届出た事項(個人情報も含みます)は当法人が所有するものとし、当法人が提供する DAP 会員向けサービスの提供の為に利用することを承諾します。DAP 会員向けサービスには、当法人または第三者から会員に対する当法人または第三者の主催する催物の案内、ダイレクトメール、ダイレクト E メール、宣伝印刷物、その他の広告・情報の送付またはその他の方法による提供も含まれます。

2. 当法人は、DAP 会員向けサービスの提供に関連して、業務遂行上必要な範囲で個人情報を関連当事者に委託・提供する場合があります。本会員は、業務遂行上の関連当事者へ個人情報を委託・提供することに関し、あらかじめ同意するものとします。
3. 当法人が取得した個人情報に関する、利用目的その他取り扱いに関する事項については、別途定める個人情報保護ポリシーに則り取り扱います。

第 9 条(当法人から会員への通知方法)

1. 当法人から本会員に対する通知は、その他の利用規約などに別段の定めのある場合を除き、本会員が第 2 条に定める会員登録手続きに際し当法人に登録したメールアドレス宛の電子メールの送付、当法人が運営するウェブサイト(以下「本サイト」といいます)上の一般掲示、DAP 会員向けサービスのログイン画面上への掲示または当法人が適当と認めるその他の方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、当法人は、本会員が利用するサーバー宛てに電子メールを発信したときに通知の効力が発生したものとみなします。本会員は、当法人の発信する DAP 会員向けサービスの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。
3. 第 1 項の通知が本サイト上の掲示または DAP 会員向けサービスのログイン画面上の掲示により行われる場合、当該通知が本サイト上またはログイン画面上に掲示され、本会員が本サイトまたはログイン画面上にアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって本会員への通知の効力が発生したものとみなします。

第 10 条(会員から当法人への通知方法)

1. 本会員から当法事に対する通知は、当法人が指定するウェブフォームを通じて通知または当法人が適当と認めるその他の方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員からの電子メールが当法人のサーバーへ到着したときに、通知の効力が発生するものとします。

第 11 条(禁止事項)

DAP 会員向けサービスの利用に際して、本会員に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

1. 不正の目的をもって利用する行為。
2. 当法人または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
3. 本会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行う行為。
4. 公序良俗または法令に違反する行為。
5. 他の会員または第三者に対し、誹謗・中傷を行い、その他不利益を与える行為。

6. 選挙運動またはこれに類似する行為。
7. 手段を問わず、DAP 会員向けサービスの運営を妨害する行為。
8. 営利を目的とする行為。
9. クレジットカードを不正使用してサービスを利用する行為。
10. ログイン ID およびパスワードを不正に使用する行為。
11. その他当法人が不相当と判断する行為。

第 12 条(会員資格の停止・抹消)

1. 本会員が以下の事由の何れかに該当する場合、当法人は本会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、また本会員に対して何らの責任を負うことなく、会員資格の一時停止、または抹消することができます。
 - (1) 第 2 条第 3 項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
 - (2) 当法人が提供する情報を、当法人の承諾を得ることなく改変した場合
 - (3) 本会員規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (4) 本会員について、支払い停止もしくは銀行取引停止処分が生じた場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行などの処分を受けた場合、または破産、民事再生手続きもしくはこれらに類する倒産手続きの申し立てをし、もしくは申し立てを受けた場合
 - (5) その他、本会員として不適格と当法人が判断した場合

第 13 条(会員規約の変更など)

1. 当法人は、以下の場合には本会員の承諾なく本会員規約を追加または変更できるものとします。
 - (1) 本会員規約の追加または変更の内容が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本会員規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本会員規約を変更する場合は、変更の 30 日前より本サイト上にて、本会員規約を変更する旨、及び変更後の会員規約の内容とその効力発生日を表示します。変更後の会員規約は、本サイト上に表示した時点より 30 日後に効力を生じるものとします。
3. 本会員が、本会員規約変更の効力が生じた後に、各サービスをご利用になる場合には、変更後の会員規約に記載されているすべての事項に同意したものとみなされます。

附則

2024 年 12 月 1 日 制定